

業 務 概 要

第 15 号

(令和3年度実績)

新 潟 市 児 童 相 談 所

新潟市身体障がい者更生相談所

新潟市知的障がい者更生相談所

市 民 憲 章

わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流れが海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみのり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)

目 次

I 新潟市の概要及び相談所の組織

1 新潟市の概況-----	1
2 行政区の人口・児童人口・障がい者の人口の状況-----	2
3 組織-----	4

II 児童相談所の業務概要

1 児童相談所の設置目的-----	5
2 児童相談所の主な業務-----	5
3 児童相談所の基本的機能-----	5
4 相談及び援助の種類-----	6
① 相談の流れ-----	6
② 相談の種類-----	7
③ 援助の種類-----	8
5 相談実績-----	10
① 児童虐待相談-----	14
② 養護相談（児童虐待相談を除く）-----	18
③ 非行相談-----	19
④ 育成相談-----	20
⑤ 障がい相談-----	22
6 活動実績-----	24
① 心理療法・カウンセリング等の状況-----	24
② 一時保護の状況-----	26
③ 里親・ファミリーホーム-----	29
④ ふれあい心の友訪問援助事業-----	30
⑤ 専門的技術的援助-----	31
⑥ 視察・見学・社会福祉援助技術現場実習の受け入れ状況-----	31
⑦ ボランティアの受け入れ状況-----	31

Ⅲ 身体障がい者更生相談所の概要

1	身体障がい者更生相談所の設置-----	3 2
2	身体障がい者更生相談所の主な業務-----	3 2
3	相談実績-----	3 2
①	身体障がい者手帳の判定-----	3 3
②	自立支援医療（更生医療）の給付判定-----	3 4
③	補装具の給付判定-----	3 4

Ⅳ 知的障がい者更生相談所の概要

1	知的障がい者更生相談所の設置目的-----	3 6
2	知的障がい者更生相談所の主な業務-----	3 6
3	相談実績-----	3 6

<%表記について>

文中及び各グラフ中の%表記については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

I 新潟市の概要及び相談所の組織

1 新潟市の概況

新潟市は、明治22年市政を施行。平成8年に「中核市」に指定され、平成17年には、近隣13市町村との合併により、人口約80万人の本州日本海側で最大の都市となった。

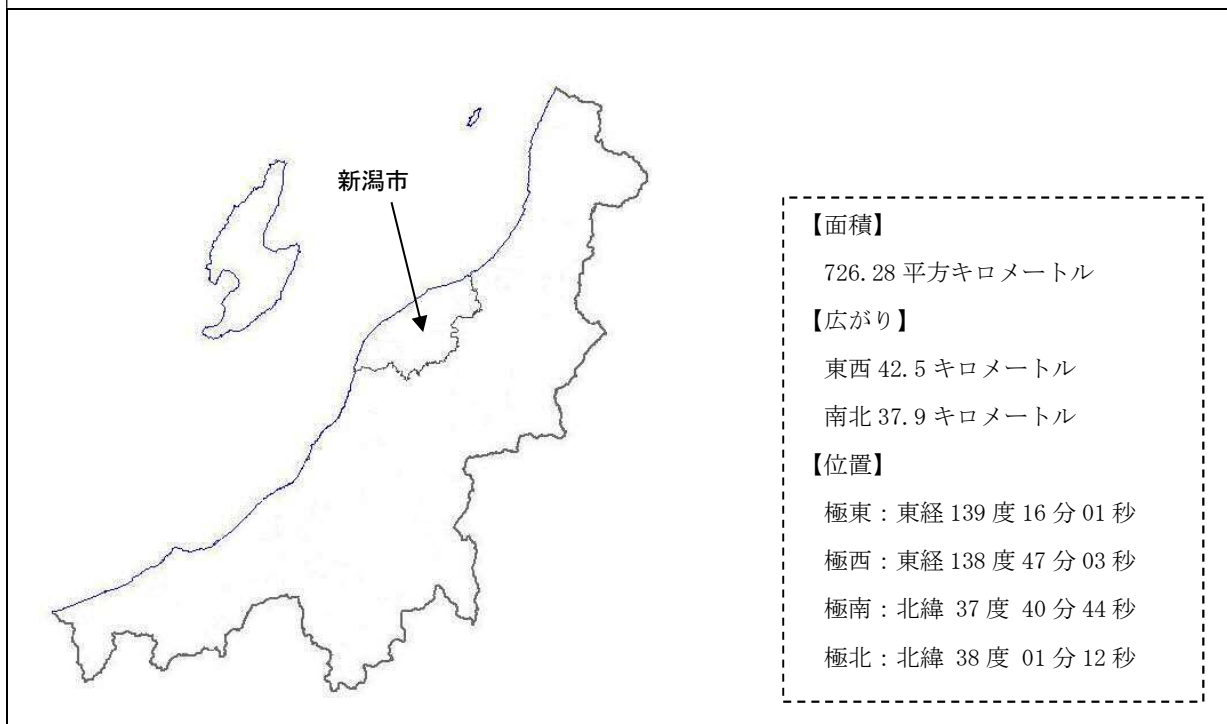
平成19年4月の政令指定都市移行に伴い、児童相談所及び身体・知的障がい者更生相談所を設置したが、3相談所の開設に当たっては、児童相談所に業務上密接な関係がある身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を併設することとし、専門的な障がい相談等に関し、年齢（18歳未満かどうか）に関わらず、継続的かつ一元的な対応が図れる総合相談体制をとり職員は兼務とした。

資料1 沿革

明治22年	市政施行
平成8年	中核市に指定
平成17年	近隣13市町村と合併
平成19年4月	政令指定都市移行に伴い児童相談所、身体・知的障がい者更生相談所を開設 5係47名（管理係、企画指導係、虐待対策係、相談判定係、一時保護係）
平成26年4月	児童の指導・措置を担当する企画指導係を2係に分け、管理係は企画指導第2係に吸収 5係61名（企画指導第1係、企画指導第2係、虐待対策係、相談判定係、一時保護係）
平成27年4月	新潟市立乳児院（通称：はるかぜ）の開設
平成29年4月	平成28年の児童福祉法改正により児童福祉司の配置基準が人口4万人に1人に改正されたことから児童福祉司2名、児童心理司2名を増員 総務部所属の弁護士を当所に兼務として1名配置 企画指導係の名称を家庭支援係に変更し、家庭支援係から管理部門を分離 6係67名（管理係、家庭支援第1係、家庭支援第2係、虐待対策係、相談判定係、一時保護係）
平成30年4月	家庭支援課、こども相談課の2課体制へ移行し、相談判定係を相談受理係と判定係に分離 2課7係74名（家庭支援課：管理係、家庭支援第1係、家庭支援第2係、虐待対策係 こども相談課：相談受理係、判定係、一時保護係） 児童福祉司2名、児童心理司2名を増員
平成30年5月	総務部所属の弁護士を2名増員し、当所に兼務として3名配置

平成 31 年 4 月	児童福祉司 2 名、児童心理司 2 名を増員(平成 2 8 年の児童福祉法改正による児童福祉司の配置基準(人口 4 万人に 1 人)を満たす。)
令和 2 年 4 月	児童福祉司 2 名、児童心理司 1 名を増員
令和 3 年 4 月	児童福祉司 4 名、児童心理司 2 名を増員 里親養育支援児童福祉司を 1 名配置 家庭支援課虐待対策係を 2 係体制として増設(虐待対策第 1 係、虐待対策第 2 係)
令和 4 年 4 月	児童福祉司 5 名増員 里親養育支援児童福祉司を 1 名増員 区役所支援児童福祉司を 1 名配置

資料 2 新潟市の位置図



2 行政区の人口・児童人口・障がい者の人口の状況

新潟市は、令和4年3月31日現在、総人口776,468人のうち児童人口は110,934人となっている。区ごとの状況を見ると、人口にばらつきがあるものの、児童人口の割合はほぼ均一になっていることがわかる。

資料3 区別人口等の状況

令和4年3月末現在

区名	面積	人口	世帯数	児童人口	児童割合	身体障がい者手帳所持者数	療育手帳所持者数
北 区	107.61	72,100	29,557	10,213	14.2%	2,735	600
東 区	38.63	133,943	61,994	19,061	14.2%	5,104	1,125
中 央 区	37.75	173,482	88,641	23,723	13.7%	5,978	1038
江 南 区	75.42	68,233	27,979	10,584	15.5%	2,401	548
秋 葉 区	95.38	75,642	30,725	11,122	14.7%	2,671	639
南 区	100.91	43,433	16,503	6,060	14.0%	1,645	383
西 区	94.00	154,862	69,696	23,167	15.0%	5,497	1,161
西 蒲 区	176.57	54,773	20,787	7,004	12.8%	2,256	449
合 計	726.28	776,468	345,882	110,934	14.3%	28,287	5,943

※手帳所持者数は児者合計です。

資料4 行政区区域図

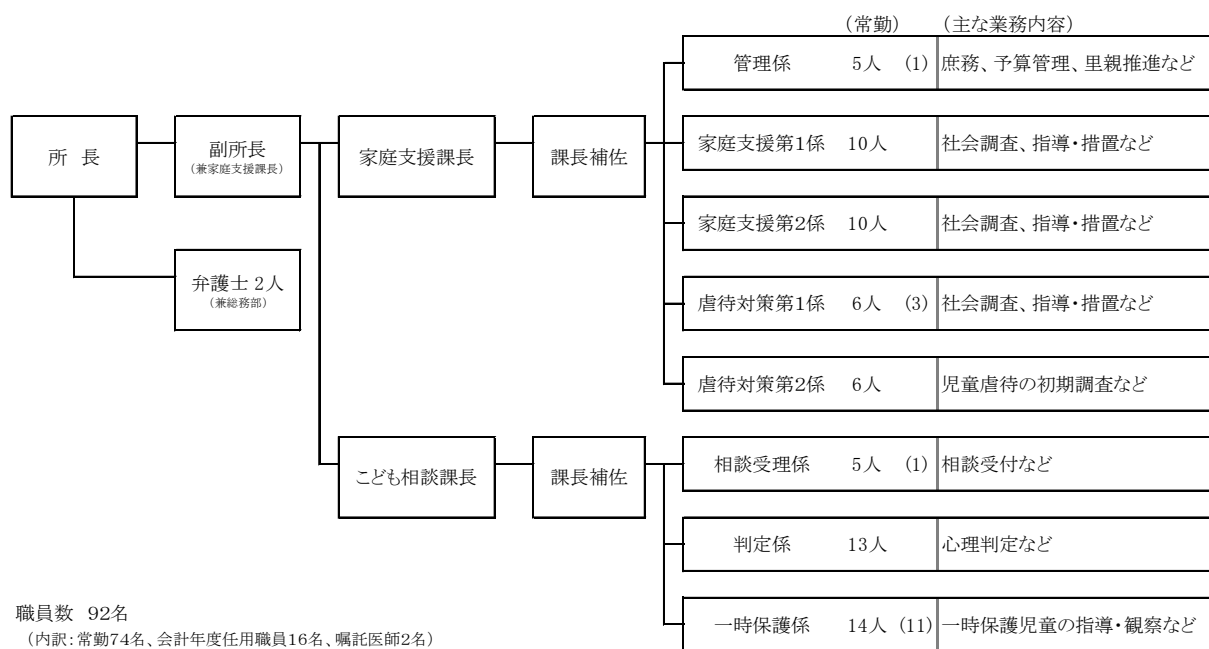
【相談所の概要】

所在地：新潟市中央区川岸町1丁目57番地1
敷地面積：2,905.39㎡
延床面積：1,973.86㎡
建物：鉄筋コンクリート造4階建（1・2階は「児童相談所」「身体障がい者更生相談所」「知的障がい者更生相談所」の相談部門、3・4階は「児童相談所の一時保護所」として整備）



3 組織

資料5 相談所の組織（令和4年4月1日現在）



職員数 92名
 (内訳: 常勤74名、会計年度任用職員16名、嘱託医師2名)

※()内は会計年度任用職員数。
 ※常勤職員は身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を兼務(弁護士除く。)

資料6 各相談所の事務分掌

児童相談所 家庭支援課	(1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項 (2) 児童等の援助に関する事項 (3) 児童の措置に関する事項 (4) 児童相談に関する研究、研修等に関する事項 (5) 措置費用の徴収に関する事項 (6) 児童虐待の対応に関する事項 (7) 里親制度に関する事項
児童相談所 こども相談課	(1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項 (2) 児童等についての調査並びに医学的判定、心理学的判定及び社会学的判定に関する事項 (3) 児童の心理学的及び精神医学的治療に関する事項 (4) 療育手帳の判定に関する事項 (5) 障がい児通所給付費の支給の決定及び通所受給者証の交付に関する事項 (6) 肢体不自由児通所医療費の支給に係る受給者証の交付に関する事項 (7) 障がい児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証の交付に関する事項 (8) 障がい児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関する事項 (9) 児童相談に関する調査統計に関する事項 (10) 児童の一時保護に関する事項
身体障がい者 更生相談所	(1) 身体障がい者の専門的な相談及び指導に関する事項 (2) 身体障がい者の医学的判定、心理学的判定及び職能的判定に関する事項 (3) 身体障がい者手帳の判定に関する事項 (4) 自立支援医療(更生医療に限る)の判定に関する事項 (5) 補装具の処方及び適合判定に関する事項
知的障がい者 更生相談所	(1) 知的障がい者の専門的な相談及び指導に関する事項 (2) 知的障がい者の医学的判定、心理学的判定及び職能的判定に関する事項 (3) 療育手帳の判定に関する事項

II 児童相談所の業務概要

1 児童相談所の設置目的（運営指針第1章 第2節）

児童相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関で、その任務、性格に鑑み、都道府県及び指定都市に設置義務が課せられている。（児童福祉法第12条、第59条の4）

2 児童相談所の主な業務（運営指針第1章 第2節）

- 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること
- 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと
- 子ども及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと
- 子どもの一時保護を行うこと
- 里親に関する業務を行うこと

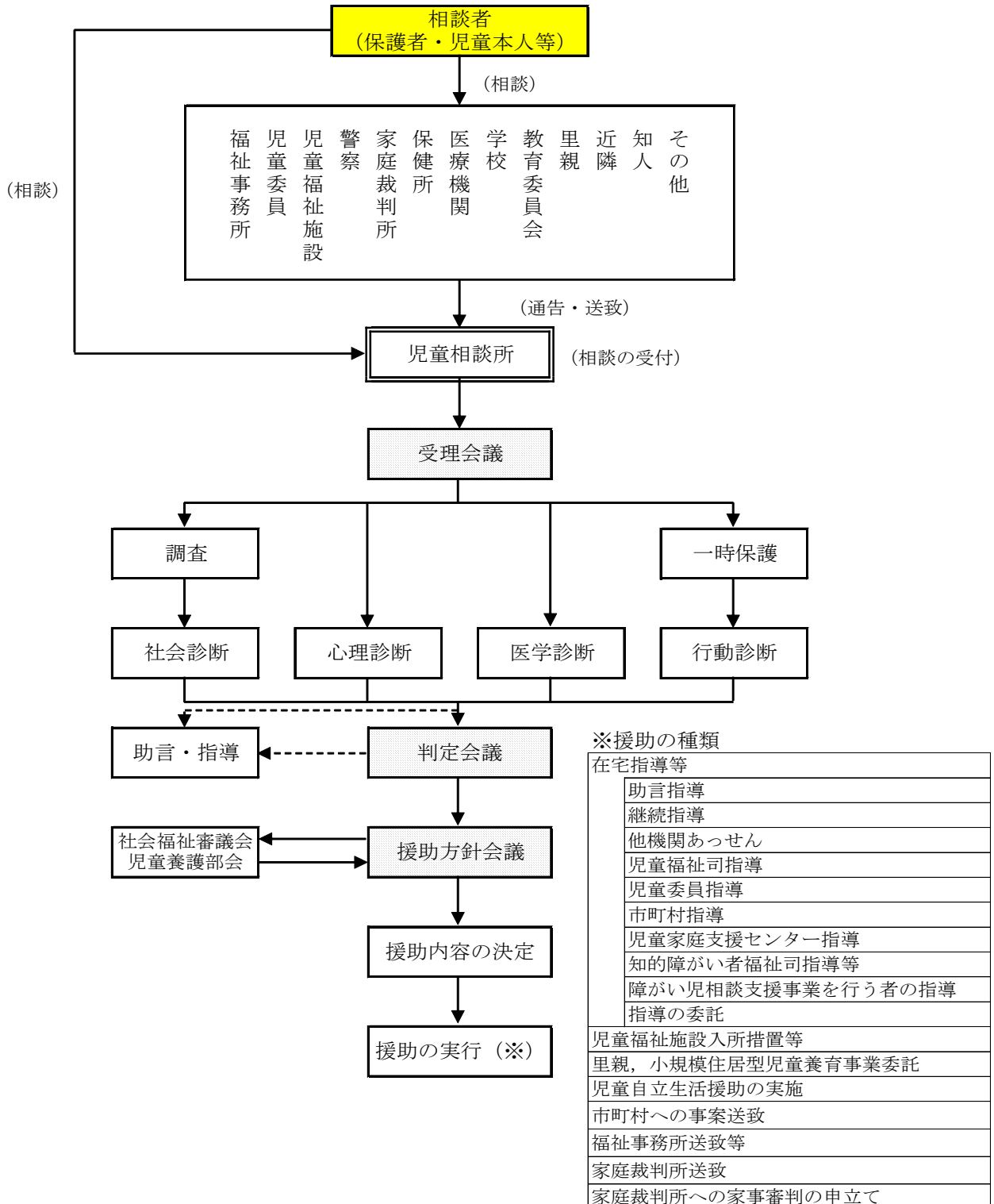
3 児童相談所の基本的機能（運営指針第1章 第2節）

- 市町村援助機能
市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）
- 相談機能
子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）
- 一時保護機能
必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）
- 措置機能
子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童家庭支

援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能（児童福祉法第26条、27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

4 相談及び援助の種類

① 相談の流れ



② 相談の種類 (運営指針 表-2)

養護相談	1 児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障がい相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談
	8 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。

育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

③ 援助の種類 （運営指針 表-4）

1 在宅指導等		
(1) 措置によらない指導	ア 助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導を行う。
	イ 継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
	ウ 他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。
(2) 措置による指導	ア 児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。
	イ 児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。
	ウ 市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して行う。
	エ 児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
	オ 知的障がい者福祉司指導、社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障がい者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	カ 障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい者等相談支援事業を行なう者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
	キ 指導の委託	ア～カの他、当該指導を適切に行うことができる者に、指導を委託することができる。
(3) 訓戒、誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。	

2 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関への委託	家庭環境や本人の行動上の問題、障がいなどのため、一定期間保護、療育、訓練、生活指導等を必要とする子どもを児童福祉施設に入所（通所）させ又は指定発達支援医療機関に委託する。
3 里親、小規模住居型児童養育事業委託	家庭での養育に欠ける子ども等を里親へ委託し、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
4 児童自立生活援助の実施	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の子どもを対象に、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業。
5 市町村への事案送致	児童相談所において受理したケースのうち、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、市町村へ送致する。
6 福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障がい者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産の実施、母子保護の実施、保育の実施などが必要である場合に行う。
7 家庭裁判所送致	触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合や、強制的措置を必要とする場合等にその児童を家庭裁判所に送致する。
8 家庭裁判所に対する家事審判の申立て	児童福祉法第 28 条の規定に基づく承認の請求、親権喪失審判・親権停止審判の申立て、未成年後見人選任・解任の請求等を行う。

5 相談実績

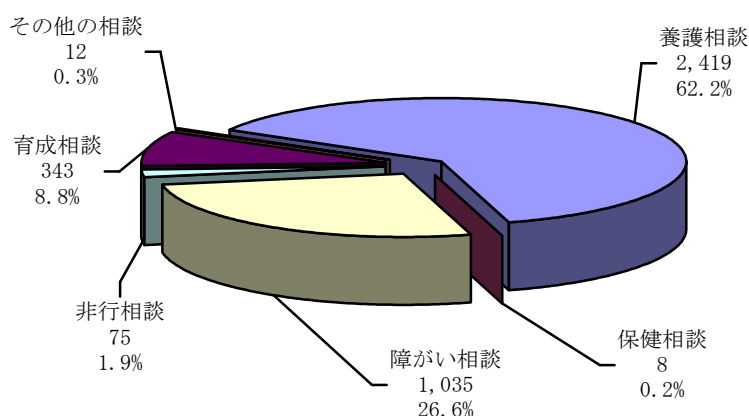
令和3年度における新潟市児童相談所の相談受付件数は3,892件であった。一方、令和2年度末の未対応件数も含めた令和3年度の相談対応件数は3,796件であった。

受付件数を男女別で見ると、男子が2,257件(58.0%)、女子が1,635件(42.0%)、また、年齢別では最も多いのが12歳、次いで7歳、10歳、6歳で6歳から12歳の子どもの相談件数が特に多い傾向にあった。

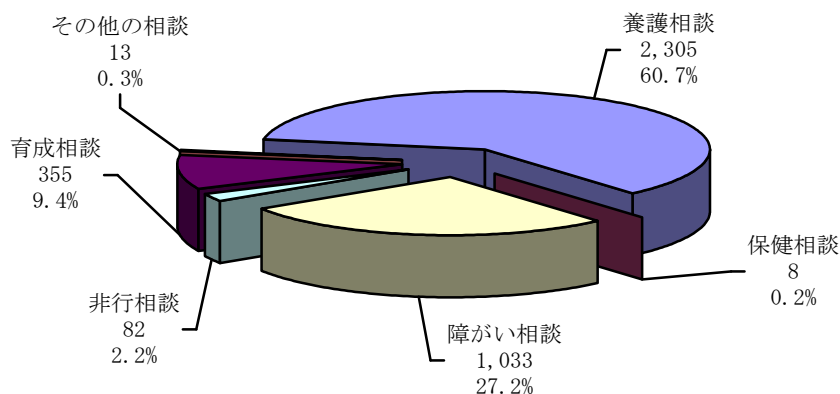
相談種類別では、養護相談が一番多く2,419件で全体の62.2%を占めており、障がい相談1,035件(26.6%)、育成相談343件(8.8%)、非行相談75件(1.9%)の順となっている。

相談経路別に見ると、家族・親戚からの相談が1,046件で全体の26.9%と一番多く、警察等905件(23.3%)が続いている。

資料7 相談種類別受付状況 総数 3,892 件 (報 44 表)

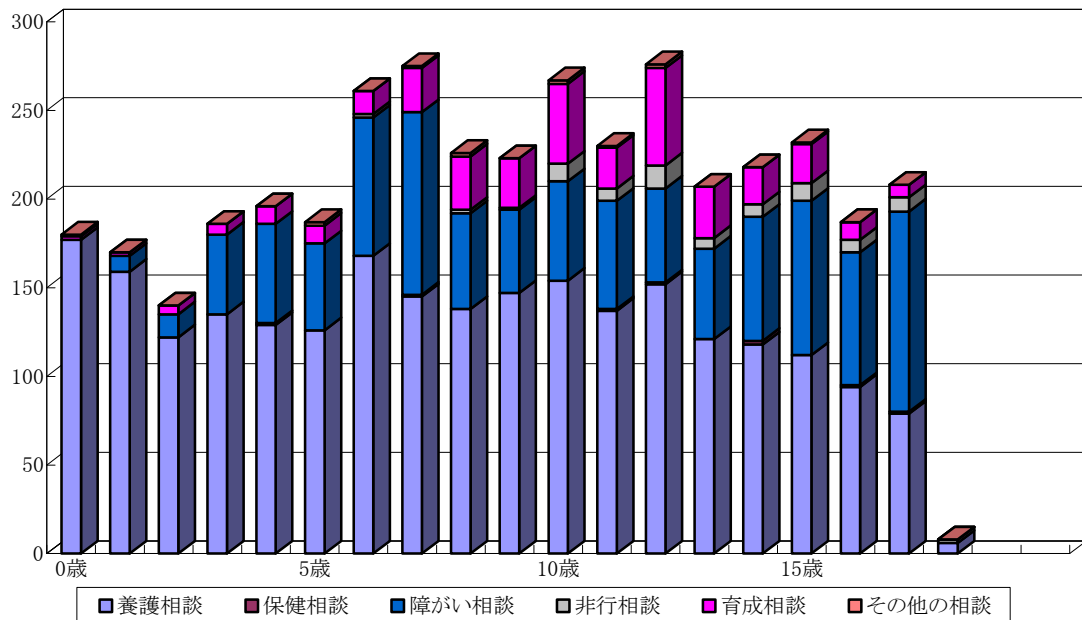


資料8 相談種類別対応状況 総数 3,796 件 (報 45 表)



資料9 相談種別・年齢別受付状況 総数 3,892 件 (報 44 表)

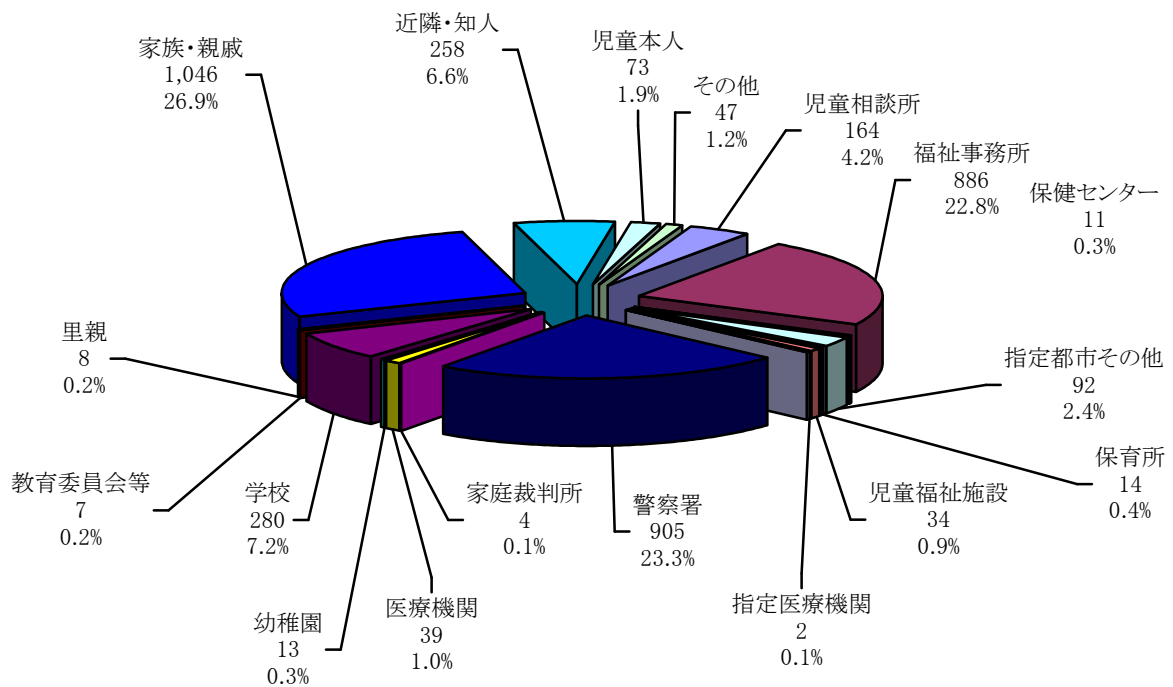
	養護相談			保 健 相 談	障がい相談						非行相談			育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計	(再掲)				
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談	計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			育 児 ・ し っ け 相 談	計	児 童 虐 待 通 告	い じ め 相 談	児 童 買 春 等 被 害 相 談
0歳	69	108	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	180	85	0	0	
1歳	90	69	159	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	1	0	0	1	2	0	170	107	0	0
2歳	85	37	122	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	0	4	0	1	0	5	0	140	100	0	0
3歳	83	52	135	0	0	0	0	0	45	0	45	0	0	0	2	0	4	0	6	0	186	96	0	0
4歳	81	48	129	1	0	0	0	1	55	0	56	0	0	0	3	0	3	4	10	0	196	97	0	0
5歳	88	38	126	0	0	0	0	0	49	0	49	0	0	0	5	0	5	0	10	2	187	98	0	0
6歳	112	56	168	0	0	0	0	0	78	0	78	0	2	2	6	3	4	0	13	0	261	120	0	0
7歳	96	49	145	1	0	0	1	0	102	0	103	0	0	0	16	3	6	0	25	1	275	112	0	0
8歳	96	42	138	0	0	0	0	0	54	0	54	0	2	2	25	1	4	0	30	2	226	102	0	0
9歳	100	47	147	0	0	0	0	0	47	2	49	1	0	1	21	4	3	0	28	0	225	117	1	0
10歳	100	54	154	0	0	0	0	0	56	0	56	9	1	10	37	3	5	0	45	2	267	111	2	0
11歳	93	44	137	1	0	0	0	0	61	0	61	4	3	7	18	0	5	0	23	1	230	105	0	0
12歳	103	49	152	1	0	0	0	0	53	1	54	9	4	13	45	3	7	0	55	2	277	110	0	0
13歳	83	38	121	0	0	0	0	0	51	0	51	2	4	6	27	1	1	0	29	0	207	90	0	0
14歳	78	40	118	2	2	0	0	0	70	1	73	4	3	7	12	2	7	0	21	0	221	88	0	0
15歳	78	34	112	0	0	0	0	2	87	0	89	6	4	10	16	2	4	0	22	1	234	82	0	0
16歳	56	38	94	1	0	0	0	0	75	0	75	3	4	7	9	1	0	0	10	0	187	61	0	0
17歳	47	32	79	1	0	0	0	7	113	0	120	4	4	8	5	1	1	0	7	0	215	53	0	0
18歳以上	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	8	4	0	0
計	1,542	877	2,419	8	2	0	1	10	1,018	4	1,035	43	32	75	252	24	61	6	343	12	3,892	1,738	3	0



資料 10 経路別相談受付状況 総数 3,892 件 (報 43 表)

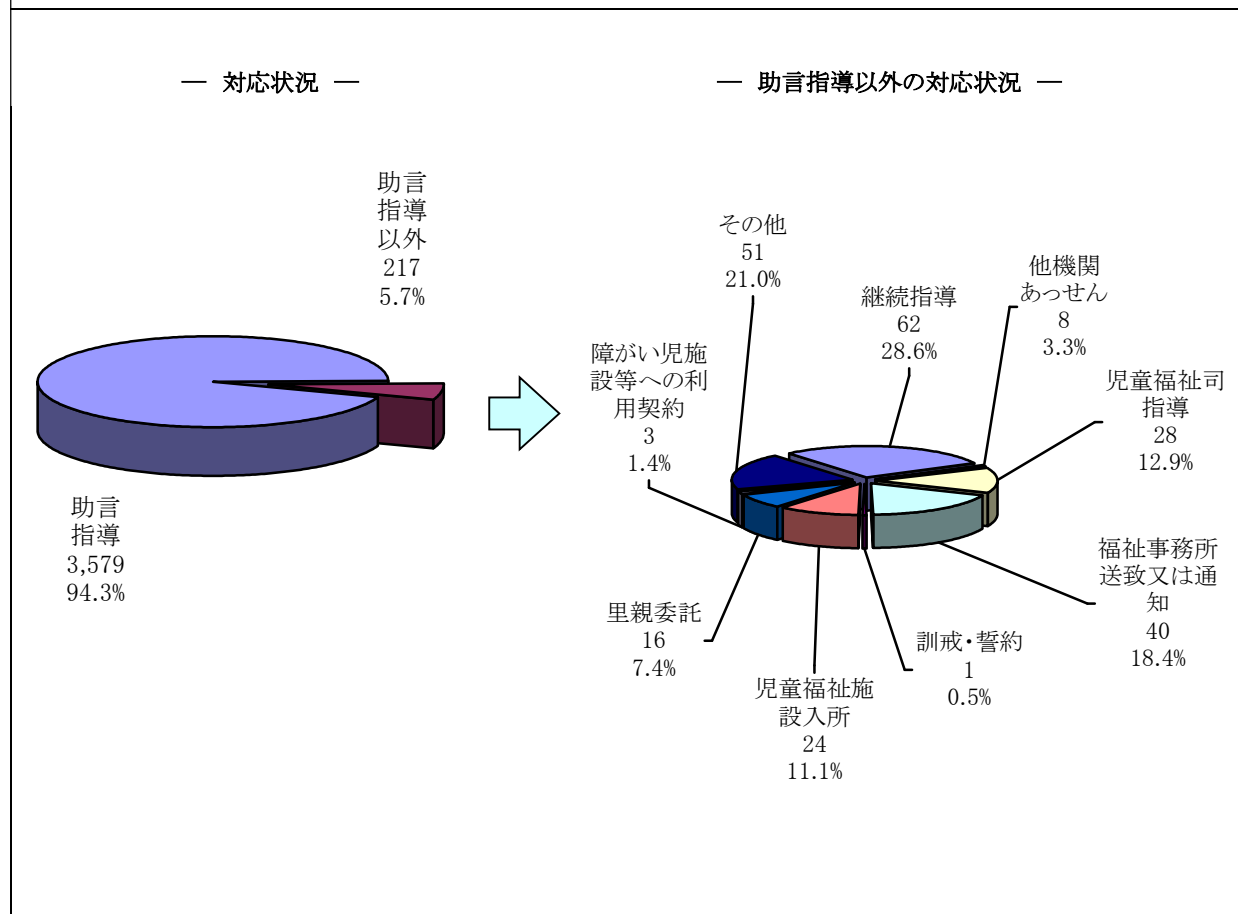
	都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童 家庭 支援 センター	認定 こども 園
	児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	福祉 事務所	児童 委員	保健 センター	その他	保育 所	児童福 祉施設	指定医 療機関		
男	85	553	7	50	0	0	0	0	7	19	1	0	3
女	79	333	4	42	0	0	0	0	7	15	1	0	6
計	164	886	11	92	0	0	0	0	14	34	2	0	9

	警察署	家庭 裁判所	保健所及び 医療機関		学校等			里親	児童 委員	家族 ・ 親戚	近隣 ・ 知人	児童 本人	その他	計
			保健所	医療 機関	幼稚園	学校	教育 委員 会等							
男	499	0	0	20	9	140	2	3	0	662	139	27	31	2,257
女	406	4	0	19	4	140	5	5	0	384	119	46	16	1,635
計	905	4	0	39	13	280	7	8	0	1,046	258	73	47	3,892



受け付けた相談の対応状況については、対応件数3,796件中、助言指導が3,579件で全体の94.3%を占めている。助言指導以外の対応件数は217件で、その内、児童福祉施設入所、里親委託等の措置に至ったケースは40件で全体の1.1%であった。

資料11 種類別対応状況 総数3,796件（報45表）



資料12 施設入所の状況（障がい児施設等利用契約しているものを除く）（報50表 県+市）

令和4年3月末日現在

施設種別	定員	現員数		入所率(%)
			うち市措置 (委託)児童数	
乳児院	37	26	7	70.3
児童養護施設	190	160	46	84.2
児童自立支援施設	19	16	5	84.2
計	246	202	58	82.1

(注1) このほかに障がい児入所施設へ20名措置

(注2) 定員は暫定定員を計上

① 児童虐待相談

児童虐待は、養育者（保護者など）が子どもに対して、身体的な暴行を加えたり、適切な養育をせず、子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長と発達を損なわせる行為をいい、子どもの安全と生命に直接関わると同時に、人権を著しく侵害し、次の世代に引き継がれるおそれがあり、児童虐待の防止等に関する法律では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に定義づけされている。

本市では、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を図り、早期発見、早期対応と子どもや家庭への支援に努めている。

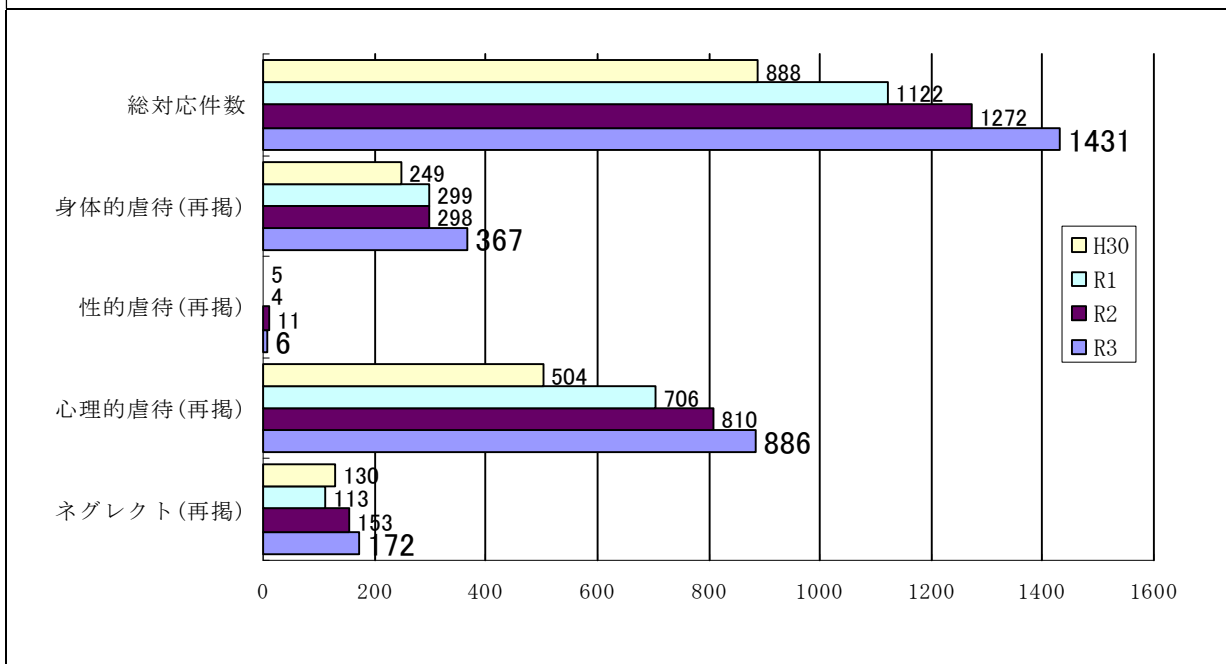
また、新潟市児童相談所では、困難かつ緊急を要する児童虐待に迅速に対応する専任の係を設け、各区を担当する児童福祉司と連携しながら相談の初期対応から継続的な支援を実施するとともに、対応困難事例等については「支援検討専門会議」を新潟県と合同開催し、医師及び弁護士から専門的助言を受けることにより、児童虐待の相談に対して適切な援助と支援に取り組んでいる。

令和3年度の児童虐待への対応件数は1,431件で、虐待の種類別では、心理的虐待が886件で61.9%と最も多く、身体的虐待367件（25.6%）、ネグレクト172件（12.0%）の順になっている。

年齢別では、小学生が388件（43.7%）で最も多く、次いで0歳から3歳未満が158件（17.8%）で、0歳から小学生で全体の61.5%を占めていた。

主な虐待者の状況は、実母が437件で49.2%と最も多く、次いで実父が397件（44.7%）で、実父母が93.9%を占めていた。

資料13 児童虐待相談対応件数の推移（報49表）



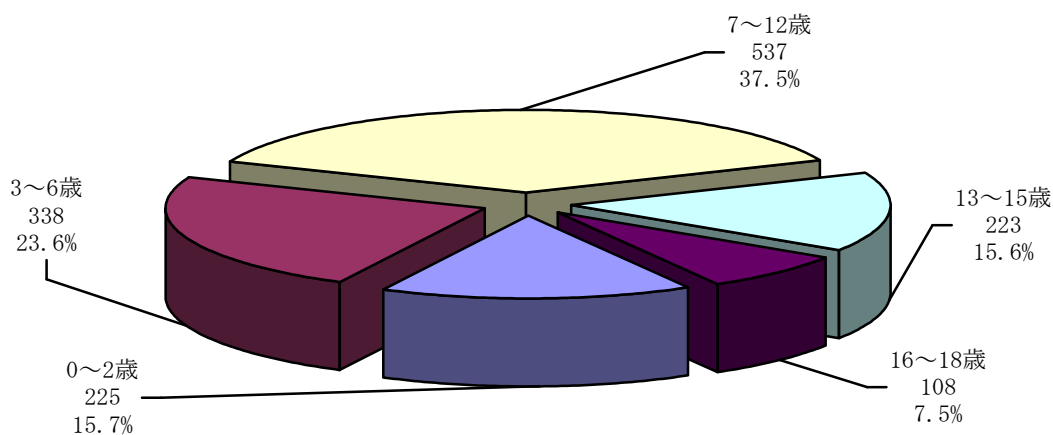
資料 1 4 支援検討専門会議の開催状況

	開催回数	参加人数	相談件数	備考
定例会議	—	—	—	
臨時会議	4回	8人	4件	緊急に専門委員の助言を得たい事例が生じた場合 適宜開催（又はメールにより照会）
計	4回	8人	4件	

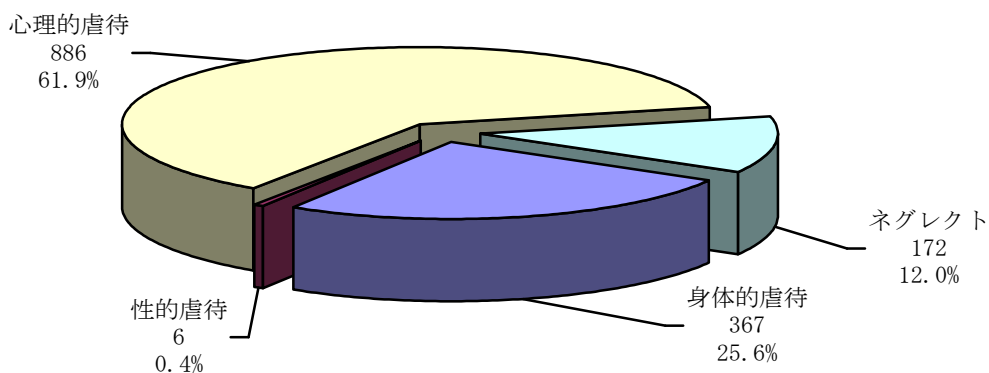
資料 1 5 被虐待児の年齢・相談種類別対応件数 総数 1,431 件

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
0～2歳	30	1	170	24	225
3～6歳	68	1	232	37	338
7～12歳	154	2	303	78	537
13～15歳	74	2	123	24	223
16～18歳	41	0	58	9	108
合計	367	6	886	172	1,431

— 年齢別対応状況 —



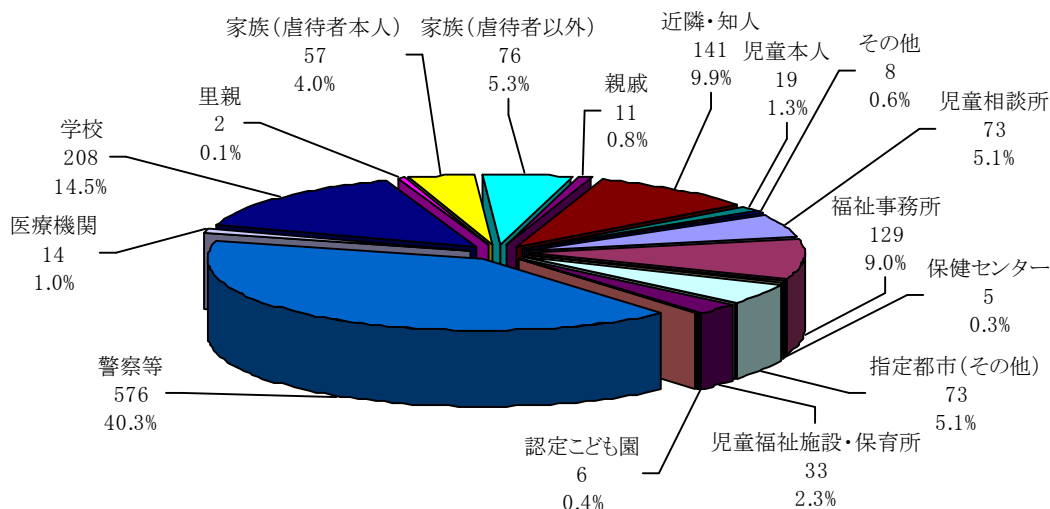
— 種類別対応状況 —



資料 1 6 虐待相談経路別の状況 総数 1,431 件 (報 49 表)

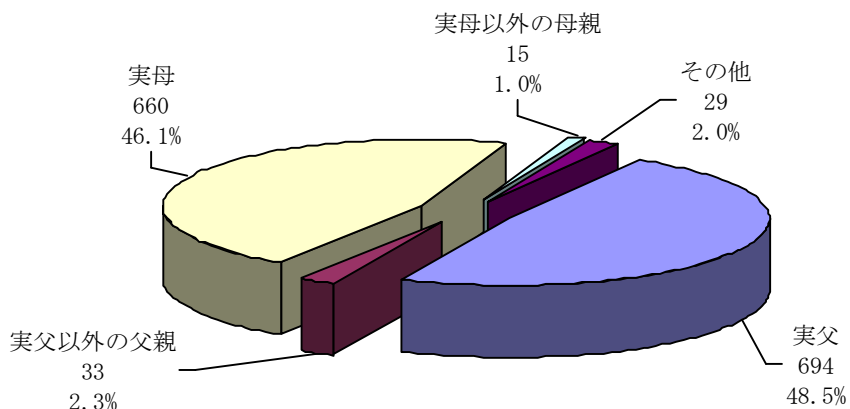
件数	都道府県・指定都市				児童福祉施設・保育所等	認定こども園	警察等	保健所・医療機関	学校等
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他					
73	129	5	73	33	6	576	14	208	

件数	里親	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		虐待者本人	虐待者以外					
2	57	76	11	141	19	8	1,431	



資料 1 7 主な虐待者の状況 総数 1,431 件 (報 49 表)

相談件数	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
694	33	660	15	29	1,431	

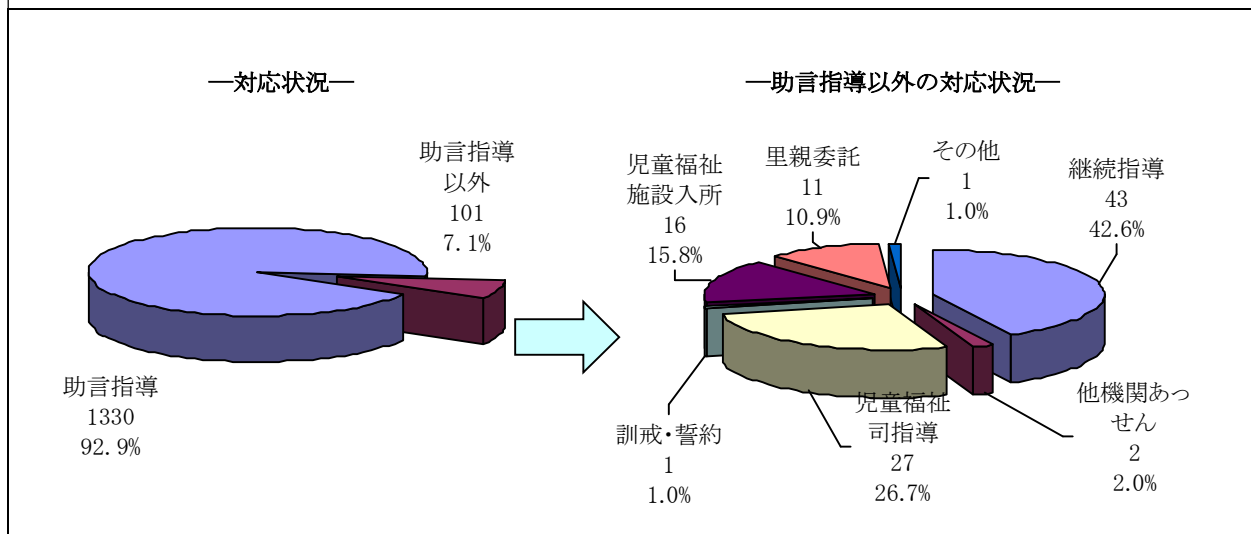


虐待相談への対応状況は、助言指導が1,330件で92.9%と大半を占めていた。

助言指導以外では、継続指導が43件(3.0%)、児童福祉司指導が27件(1.9%)となっており、施設入所措置又は里親委託となったケースは27件で、虐待相談対応件数の1.9%にとどまっている。

また、児童虐待の防止等に関する法律による援助要請が3件あったものの、臨検・搜索、接近禁止命令に至ったケースはなかったが、保護者が児童相談所の指導に従わないなど処遇困難ケースは多い。

資料18 虐待相談への対応状況 総数1,431件 (報45表)



資料19 親権・後見人関係 (報49表)

	28条による措置	親権喪失審判の請求	親権停止審判の請求	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求
請求件数	0	0	0	0	0	0	0
承認件数	0	0	0	0	0	0	0

資料20 家庭裁判所勧告関係 (報49表)

	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0
承認件数	0	0

	法第47条第5項の報告
件数	0

	家庭裁判所勧告
件数	0

資料21 児童虐待防止法関係 (報49表)

	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請	保護者指導勧告
件数	1,431	0	0	0	0	3	0

	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件数	0	0	0	0	0	0	0

② 養護相談（児童虐待相談を除く）

養護相談（児童虐待相談を除く）は、保護者の家出、失踪、死亡、離婚等の理由により家庭での養育が困難になった子どもに関する相談で、その受付件数は877件で全相談件数の22.5%を占めている。

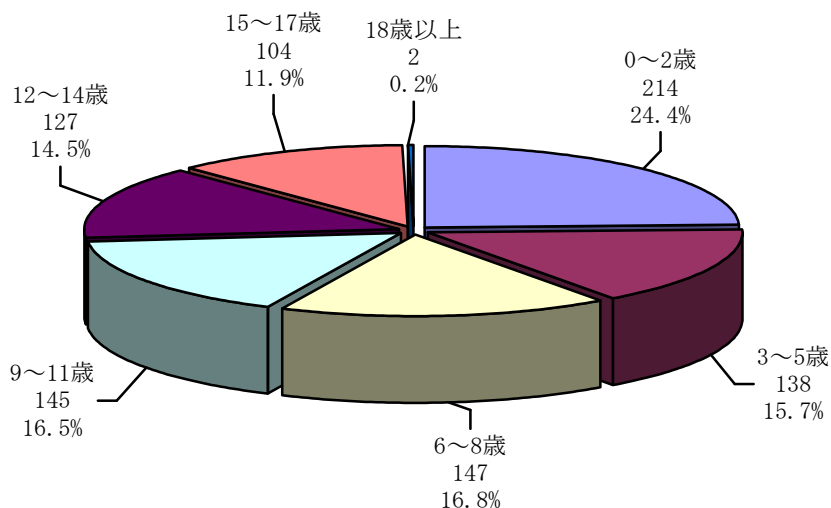
年齢別では、0歳が最も多く、次いで1歳の順となっている。

理由別では、家族環境によるものが最も多く全体の9割近くを占めており、続いて保護者の傷病によるものの順となっている。

児童相談所の対応状況は、児童福祉施設への入所措置5件、里親委託5件でそれ以外の大半が助言指導（847件、96.9%）となっている。

資料22 年齢別受付状況 総数877件（報44表）

0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	合計
214	138	147	145	127	104	2	877



資料23 養護相談（児童虐待相談を除く）理由別対応件数

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境	その他	合計
児童福祉施設に入所	0	0	0	0	5	0	5
里親委託	0	0	0	1	4	0	5
助言指導	1	1	0	40	784	21	847
継続指導	0	0	0	0	7	0	7
他機関あっせん	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2	8	0	10
合計	1	1	0	43	808	21	874

③ 非行相談

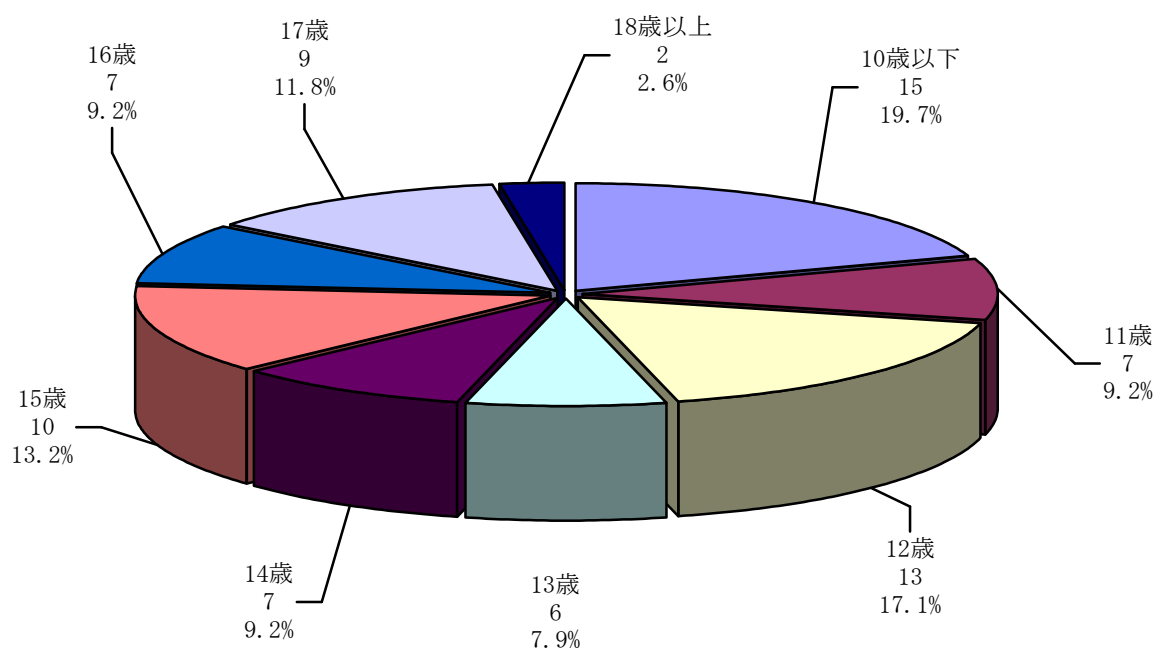
非行相談は、家出、乱暴、家庭内での盗み等の問題行動のある子どもに関する相談であるが犯等相談と触法行為があったとして警察署から通告（送致）のあった子どもや犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談である触法行為等相談の2種類に分けられる。

非行相談の受付件数は75件で、全相談件数の1.9%であった。

受付件数を年齢別に見た場合に最も多いのが12歳、続いて15歳の順であり、非行相談の40.2%を占めている。

資料24 非行相談の年齢別受付状況 総数75件（報44表）

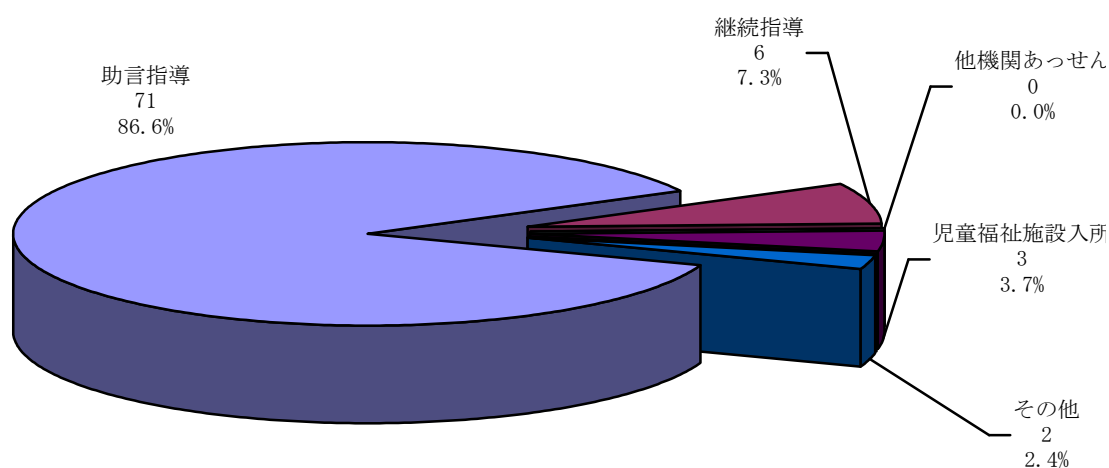
	10歳以下	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
ぐ犯行為	10	4	9	2	4	6	3	4	1	43
触法行為	5	3	4	4	3	4	4	4	1	32
計	15	7	13	6	7	10	7	8	2	75



非行相談への対応状況は、児童福祉施設への入所措置が3件（3.7%）、大半は、助言指導（71件、86.6%）などの在宅指導となっている。

資料25 非行相談の対応状況 総数82件（報45表）

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	その他	計
ぐ犯行為	39	5	0	0	2	0	1	47
触法行為	32	1	0	0	1	0	1	35
計	71	6	0	0	3	0	2	82



④ 育成相談

育成相談は、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等、性格や行動上の問題を有する子どもに関する性格行動相談、学校に登校していない状態にある子どもに関する不登校相談、進学、職業適性、学業不振等に関する適性相談、家庭内における幼児のしつけ等に関する育児・しつけ相談の4種類に分けられる。

育成相談の受付件数は、343件で全相談件数の9.0%を占めている。

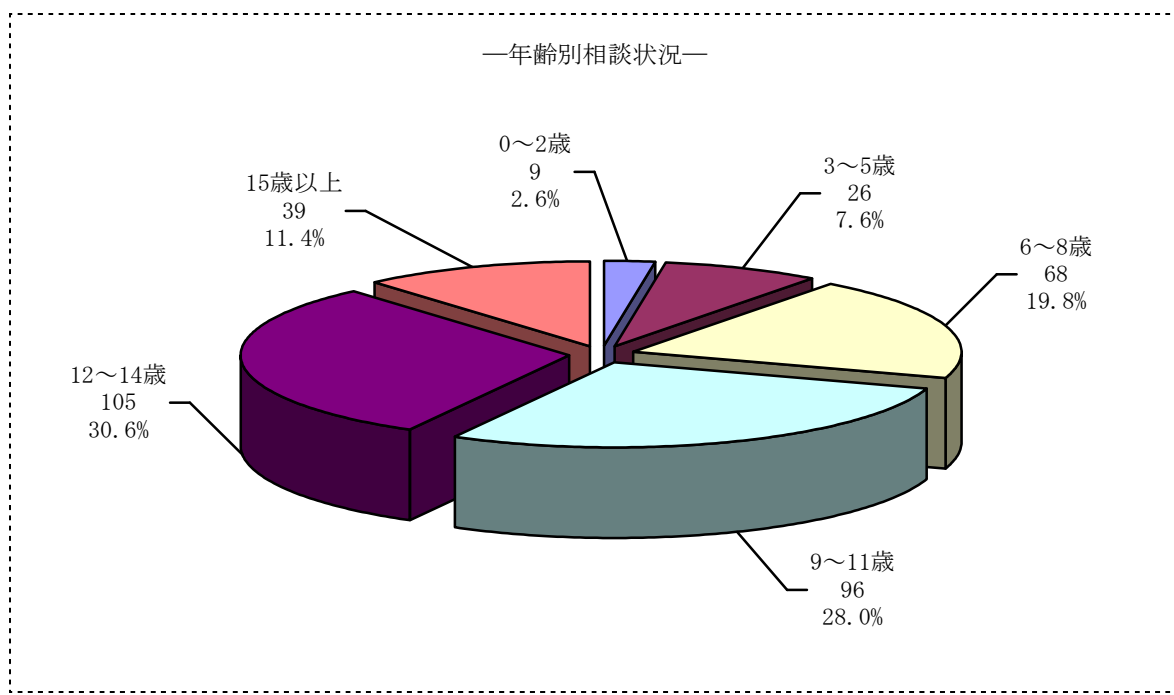
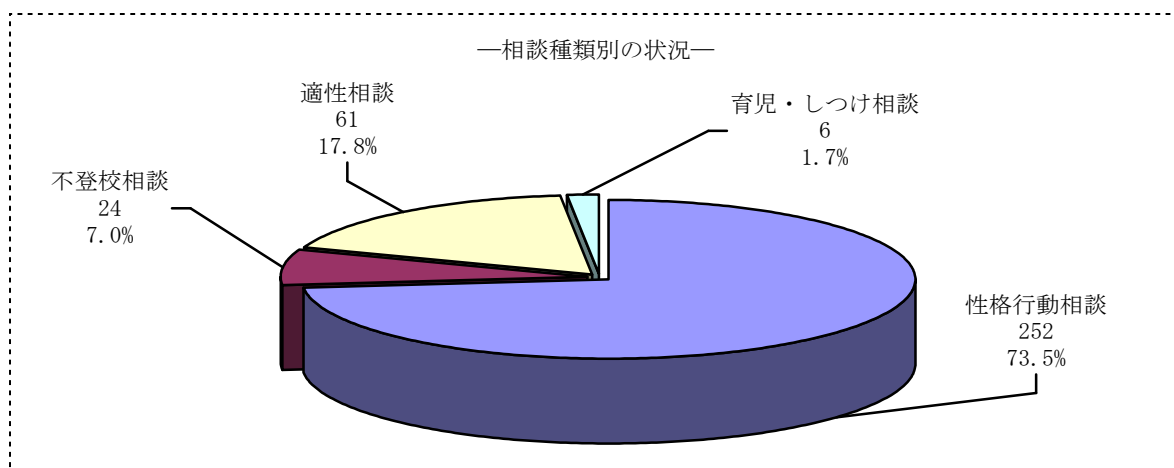
年齢別に見ると12～14歳が105件（30.6%）で最も多く、続いて9～11歳が96件（28.0%）、6～8歳が68件（19.8%）の順となっており、6～14歳までの相談が全体の78.4%を占めていた。

相談種類別にみると、性格行動相談が最も多く252件で育成相談全体の73.5%を占めており、次に適性相談、不登校相談の順となっている。

育成相談への対応状況は、助言指導が343件（96.6%）で大半を占めていた。

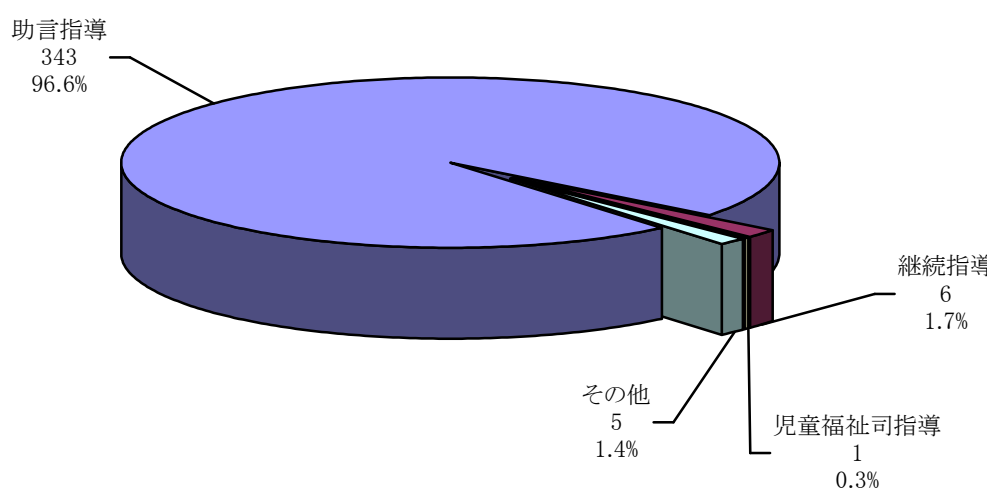
資料 2 6 育成相談の年齢・相談種別別受付件数 総数 343 件 (報 44 表)

	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	合計
0～2歳	5	0	2	2	9
3～5歳	10	0	12	4	26
6～8歳	47	7	14	0	68
9～11歳	76	7	13	0	96
12～14歳	84	6	15	0	105
15歳以上	30	4	5	0	39
合計	252	24	61	6	343



資料 2 7 育成相談の対応状況 総数 355 件 (報 45 表)

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	児童福祉 施設入所	その他	計
性格行動相談	246	6	0	1	0	5	258
不登校相談	25	0	0	0	0	0	25
適性相談	66	0	0	0	0	0	66
育児・しつけ 相談	6	0	0	0	0	0	6
計	343	6	0	1	0	5	355



⑤ 障がい相談

障がい相談は、肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい等相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、発達障がい相談に分けられる。

障がい相談の受付件数は、1,035件で全相談件数の26.6%を占めている。

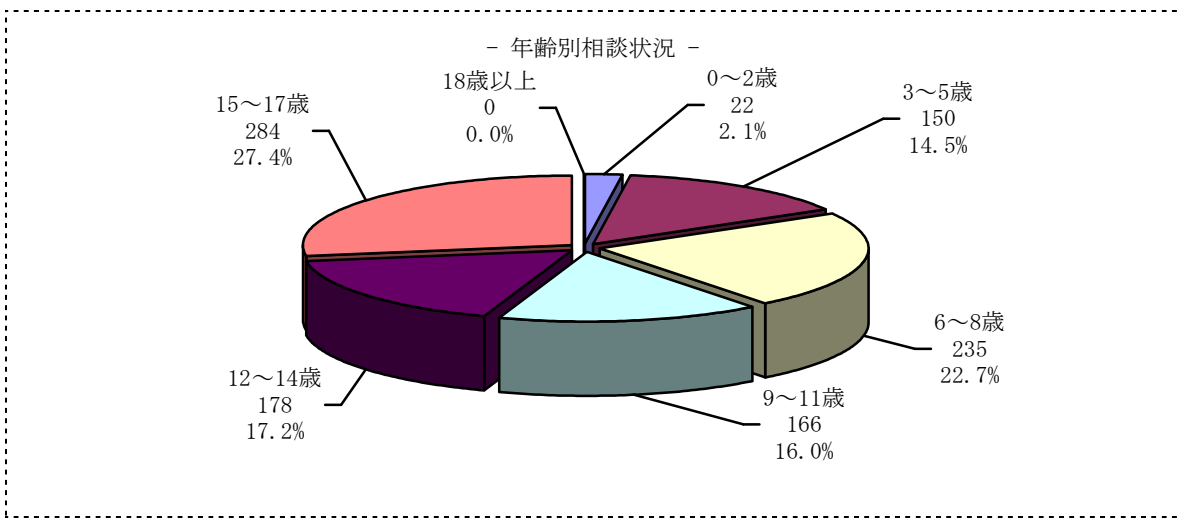
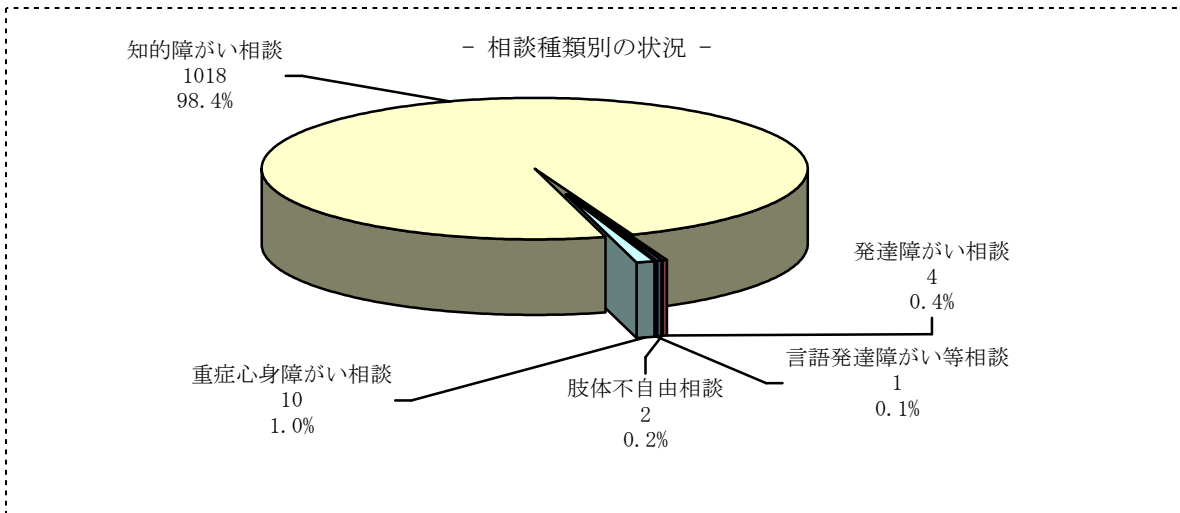
理由別では、知的障がい相談が1,018件で障がい相談全体の98.4%を占めており、その大半が療育手帳の判定だった。

児童相談所の対応状況は、助言指導が967件(93.6%)で大半を占めていた。

なお、障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)の施行により平成18年10月から障がい児施設の利用を原則として措置から契約へ移行したが、令和3年度中に障がい児施設への入所措置に至ったケースは3件となっている。

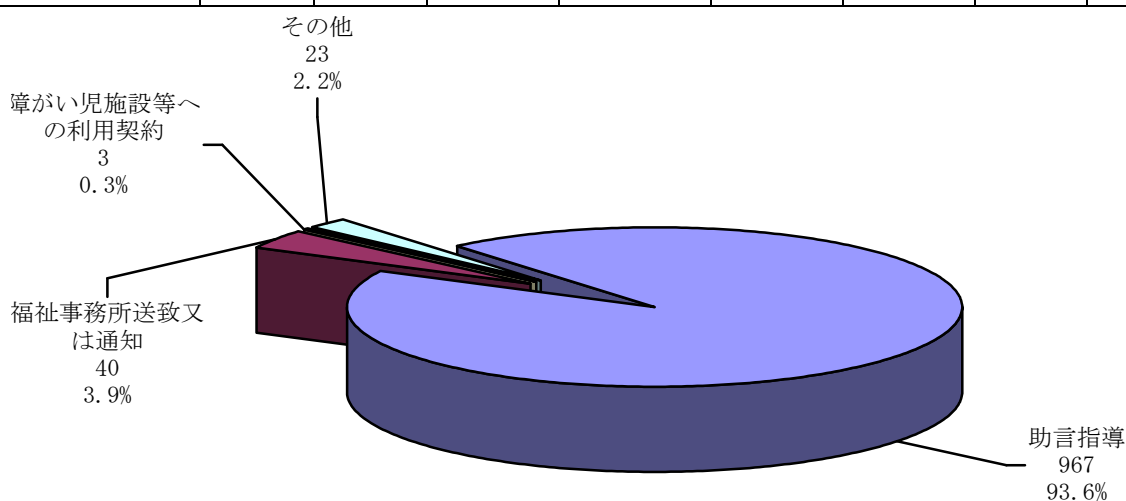
資料 2 8 障がい相談の年齢・相談種類別受付件数 総数 1,035 件 (報 44 表)

	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	計
0～2歳	0	0	0	0	22	0	22
3～5歳	0	0	0	1	149	0	150
6～8歳	0	0	1	0	234	0	235
9～11歳	0	0	0	0	164	2	166
12～14歳	2	0	0	0	174	2	178
15～17歳	0	0	0	9	275	0	284
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	1	10	1,018	4	1,035



資料 2 9 障がい相談の対応状況 総数 1,033 件(報 45 表)

	助言 指導	継続 指導	他機関 あっせん	福祉事務所 送致又は通 知	児童福祉 施設入所	障がい児 施設等へ の利用契 約	その他	計
肢体不自由相談	2	0	0	0	0	0	0	2
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障がい等相談	1	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障がい相談	6	0	0	2	0	2	0	10
知的障がい相談	954	0	0	38	0	1	23	1,016
発達障がい相談	4	0	0	0	0	0	0	4
計	967	0	0	40	0	3	23	1,033



6 活動実績

① 心理療法・カウンセリング等の状況

児童相談所では、受け付けた相談に対し、受理会議、判定会議、援助方針会議等で検討された結果に基づき、様々な相談援助活動を行っている。

令和3年度中に児童相談所で実施した調査・社会診断指導（18,159件）、医学的診断指導（74件）、心理診断指導（3,695件）、心理療法・カウンセリング等（12,215件）は延べ34,143件であった。

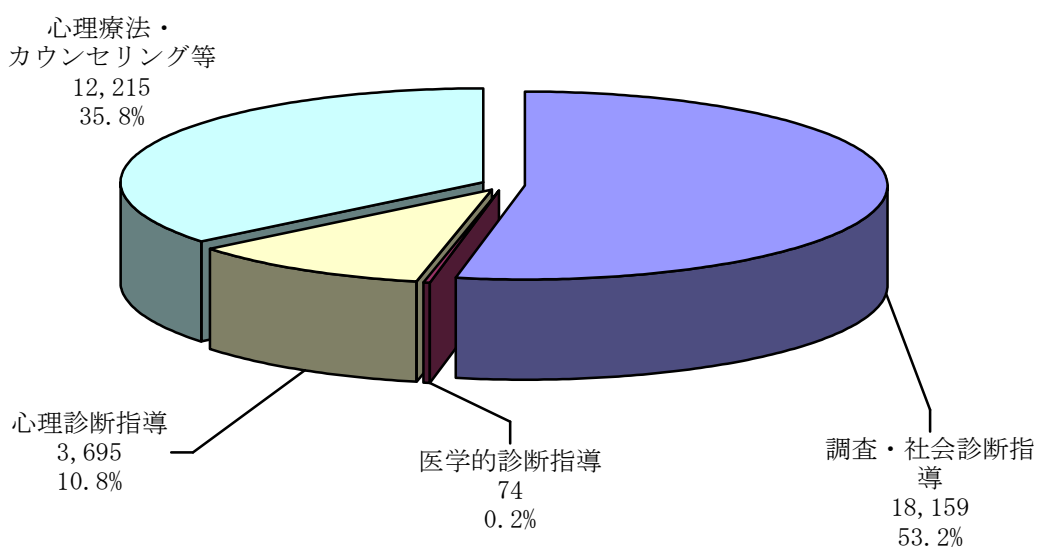
総援助件数に占める児童虐待相談の割合は23,699件で69.4%、また、非行相談の割合は1,634件で4.8%を占めていた。

令和3年度の児童相談所の相談対応件数3,796件に占める児童虐待相談対応件数1,330件の割合35.0%と比較すると虐待相談の割合の高さがわかる。

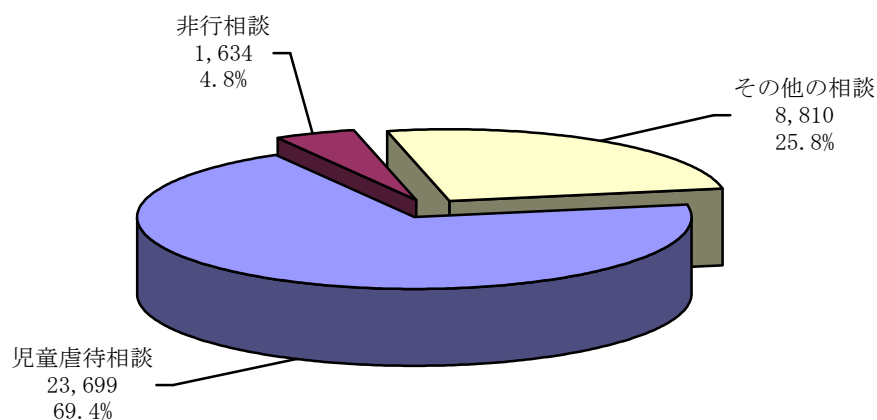
虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に求められること、保護者等による加害行為の危険性があること等から、調査の実施にあたっては複数職員で対応していること、また、指導についても複数の職員で対応したことによるものである。

また、発達障がいが社会的に認知されるようになり、保護者等から診断のための判定依頼や個別的、具体的な対応についての助言を求められる相談が多く寄せられた。

資料 3 0 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況 総数 34,143 件(報 48 表)



資料 3 1 援助件数に占める児童虐待相談・非行相談の割合 総数 34,143 件(報 48 表)



② 一時保護の状況

令和3年度に新潟市児童相談所の所内で一時保護を行った子どもは239人、延べ8,189日、児童養護施設等に一時保護を委託した子どもは130人、延べ2,982日で、合計369人、延べ11,171日の一時保護を実施した。児童1人当たりの保護日数は約30.3日であった。

一時保護を実施した子どもを相談種類別に見ると、養護相談が314人で全体の85.1%を占め、このうち緊急対応を要する児童虐待相談についての一時保護は220人で70.1%となっている。

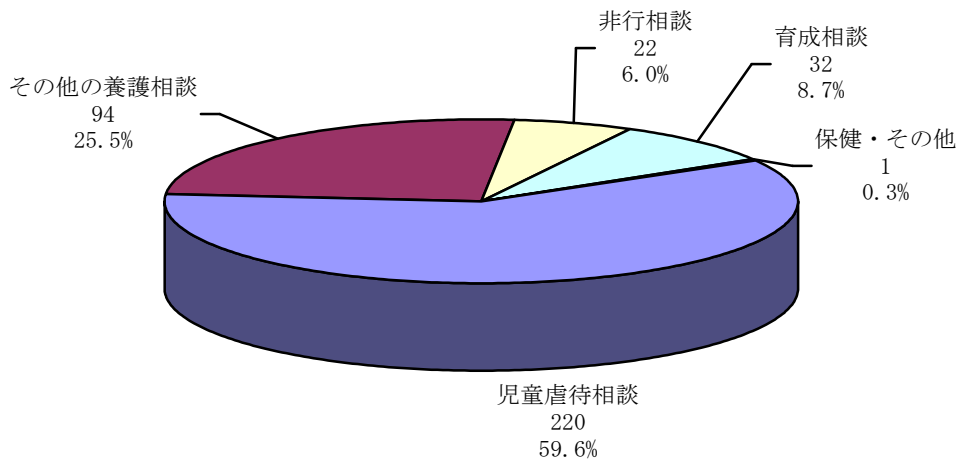
委託保護を含めた退所後の状況は、帰宅が145人で全体の39.3%を占めており、次いで児童福祉施設入所が17人で4.6%、里親委託が14人で3.8%の順となっている。

資料32 一時保護（所内・委託）の実施状況(報47表)

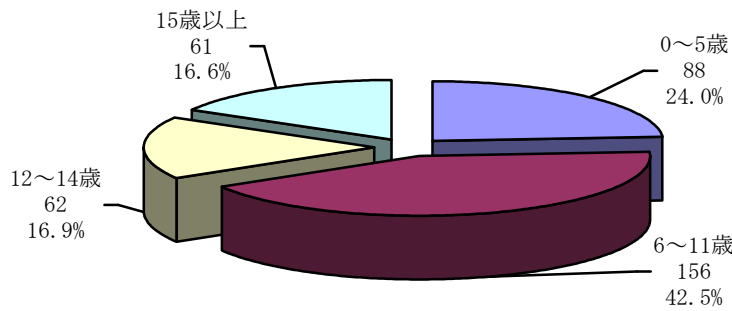
		前年度 未継続 保護	受付（年度中）					対応（年度中）										年度末 継続 保護	
			0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15歳 以上	計	児童福 祉施設 入所	里親 委託	他の児童 相談所・ 機関に移 送	家庭裁 判所送 致	帰宅	その他	計	職権によ る一時保 護(再掲)	2か月を 超えて一 時保護し た件数 (再掲)	延日数		
所内保護	養護 相談	児童虐待	10	19	80	26	19	144	4	0	0	0	65	69	138	52	33	6,216	16
		その他	0	2	18	15	15	50	2	0	0	0	19	29	50	3	3	740	0
	障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行相談	4	0	1	3	13	17	2	0	0	0	11	7	20	0	4	925	1	
	育成相談	0	0	25	7	0	32	0	0	0	0	21	9	30	0	1	304	2	
	保健・その他	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	0	
	計	14	21	124	51	48	244	8	0	0	0	116	115	239	55	41	8,189	19	
委託保護	養護 相談	児童虐待	6	40	29	10	1	80	5	11	0	0	11	55	82	26	9	1,912	2
		その他	6	27	1	1	11	40	4	3	0	0	18	19	44	0	3	939	0
	障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行相談	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	0	1	125	0	
	育成相談	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	6	0	
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	13	67	32	11	13	123	9	14	0	0	29	78	130	26	13	2,982	2	
合計	養護 相談	児童虐待	16	59	109	36	20	224	9	11	0	0	76	124	220	78	42	8,128	18
		その他	6	29	19	16	26	90	6	3	0	0	37	48	94	3	6	1,679	0
	障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非行相談	4	0	1	3	14	18	2	0	0	0	11	9	22	0	5	1,050	1	
	育成相談	1	0	27	7	0	34	0	0	0	0	21	11	32	0	1	310	2	
	保健・その他	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	0	
	計	27	88	156	62	61	367	17	14	0	0	145	193	369	81	54	11,171	21	

II 児童相談所の業務概要

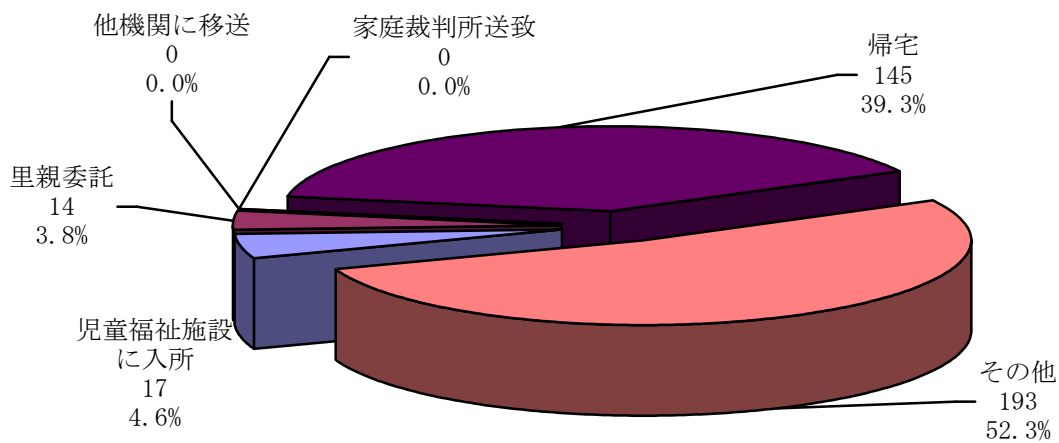
資料 3 3 相談種類別一時保護の実施状況 総数 369 人



資料 3 4 年齢別一時保護の実施状況 総数 367 人



資料 3 5 退所者の状況（委託保護分を含む）総数 369 人



新潟市児童相談所の一時保護所は、児童福祉司や児童心理司と密接に連携し、生活の場における子どもの安全確保や、適切な支援方針の決定について迅速に対応を行っている。

一時保護所の定員は23人で、内訳は女児（幼児含む）が定員10人、男児が13人となっている。また、居室は男女別のフロアになっており、男児7部屋、女児6部屋の居室数を確保し、子どもの状況に応じた個別処遇が図れるように配慮している。

なお、一時保護所では6つの指導方針に基づき、保護児童の指導にあたっている。

一時保護所の指導方針

- 観察・指導の重点事項に基づき、指導方針を組み立て、児童の保護に努める
- 児童の安全を確保し、情緒の安定を図る
- 基本的な生活習慣の学習を経て、規律ある生活に導く
- 自律心を養い、集団適応力の向上を図る
- 生活意欲や学習意欲を高め、児童の自己実現の援助を行う
- 保護所内における虐待行為等の未然防止の徹底及び子どもの権利擁護の強化とケアの質の向上に努める

資料36 指導内容の概要

生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え、洗濯、清掃、食事、入浴等の基本的な生活習慣について指導する。 ・挨拶や会話など、対人関係の築き方について指導する。
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・就学児は、入所時に学習進度調査を実施する。 ・教科書等による自習を基本とするが、能力に応じた課題達成と自主的な意欲を大切にす る。 ・在籍校との連携等により、個別的な学習指導が行える機会を設ける。 ・未就学児等は、発達年齢に応じた保育内容を経験させることで、個々の発達を助長し、 身辺自立や生活適応力を養う。
レクリエーション指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の能力に応じた運動をとおして、健全な心身の育成とエネルギーの発散を図る。
作業指導	<ul style="list-style-type: none"> ・草取り、花壇整備、環境整備等の作業をとおして自然に触れ、協調性や奉仕の精神を育成する。
特別課題・特別活動での指導	<ul style="list-style-type: none"> ・図工、おやつ作り、外出等をとおして知識や感性を高めるとともに、子どもたちの可能性や意欲を引き出すように配慮する。
個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のニーズや発達課題に応じた指導を、可能な範囲で日課や課題の構成に取り入れる。

資料 37 一時保護所の主な行事

月	行事名	月	行事名	月	行事名
4月	お花見	9月	ミニ運動会	2月	節分
7月	七夕お楽しみ会	12月	クリスマス会	3月	ひなまつり

資料 38 一時保護所の日課

月曜日～金曜日		土曜日、日曜日、祝日、年末年始等	
7:00	起床、更衣、洗面、居室清掃	7:00	起床、更衣、洗面、居室清掃
7:30	朝食	7:30	朝食
朝食後	後片付け、歯磨き 私物整理、学習準備	朝食後	後片付け、歯磨き 私物整理
9:30	学習 及び 保育 1限 9:30～10:20 休憩 10:20～10:30 2限 10:30～11:20 後片付け、清掃 11:20～11:30	9:00	自由時間 (幼児は保育 小学生は30分学習 中学生は1時間学習)
12:00	昼食	12:00	昼食
昼食後	後片付け、歯磨き、昼休み	昼食後	後片付け、歯磨き、自由時間
1:00	幼児午睡	1:00	幼児午睡
1:30	特別活動 体育、レクリエーション おやつ作り、散歩等 作業（草取り、園芸、棟清掃等）	1:30	レクリエーション（男・女別）
2:45	休憩		
3:00	おやつ	3:00	おやつ
おやつ後	後片付け、入浴準備、入浴 洗濯、自由時間	おやつ後	後片付け、入浴準備、入浴 洗濯、自由時間
6:00	夕食	6:00	夕食
夕食後	後片付け、歯磨き 自由時間	夕食後	後片付け、歯磨き 自由時間
8:00	ティータイム	8:00	ティータイム
8:30	幼児就寝	8:30	幼児就寝
9:00	就寝準備、居室入室	9:00	就寝準備、居室入室
9:30	消灯	9:30	消灯

③ 里親・ファミリーホーム

里親とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事及び指定都市の市長等が、適当と認める者をいう。平成21年4月の児童福祉法改正により、短期里親が廃止となり新たに養子縁組によって養親となることを希望する里親（以下、養子縁組里親）が制度上位置付けられた。

また、この法改正により里親が預かることができる児童数が4人以下と規定されたが、それに対し5～6人の児童を養育者の住居において養育する制度として、小規模住居型児童養育事業（以下、ファミリーホーム）が新設された。

令和4年3月末現在の新潟市における里親認定・登録数は183組である。内訳は、養育里親が106組、専門里親が1組、親族里親が6組、養子縁組里親が70組（養育里親と養子縁組里親との重複有り）となっており、その内、児童が委託されている里親数は46組、里親に委託された児童数は63人である。ファミリーホーム委託児童4人を含め、本市における里親委託率は55.7%で全国平均より高い水準にある。

なお、令和3年度中における本市の新規里親認定登録数は22組（うち、養育里親と養子縁組里親との重複13組）であった。

今後も社会的養護において里親への委託が中心となっていくことから、新規里親の開拓及び中学生以上の児童の委託先を増やしていくことが課題である。

資料39 里親の種類（報56表・57表）

令和4年3月末現在

		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
認定里親数		106	1	6	70	183
受託里親数	市内の児童	38	0	6	2	46
	市外の児童	0	0	0	0	0
	合計	38	0	6	2	46
委託児童数	市内の里親	47	0	7	2	56
	市外の里親	3	0	4	0	7
	合計	50	0	11	2	63

※養育里親と養子縁組里親の重複58組

資料40 里親等委託率（報50表・56表・57表）

	里親登録数	委託里親数	里親委託児童数①	ファミリーホーム委託児童数②	乳児院入所児童数③	児童養護施設入所児童数④	里親等委託率(%) ①+②/(①+②+③+④)
新潟市	183	46	63	4	7	46	55.8
全国	14,401	4,759	6,019	1,688	2,472	23,631	22.8

福祉行政報告例（新潟市は令和4年3月末現在 全国平均は令和3年3月末現在）

④ ふれあい心の友訪問援助事業

平成30年度から教育委員会の「訪問教育相談」と事業内容の調整のため、事業休止としたが、「児童ふれあいボランティア」として、児童の兄または姉に相当する世代で、児童福祉に熱意と情熱を有する大学生等を募集し、児童とのふれあいを通して、児童の福祉の向上を図ることを目的に活動を実施した。

令和3年度のボランティア登録者数は34名で、一時保護所において、一時保護中の児童と集団活動ではあるが延べ115回の活動を実施した。

⑤ 専門的技術的援助

児童相談所では、各区の要保護児童対策地域協議会に職員を派遣し、区の虐待対応の支援を実施している。令和3年度に、各区の実務者会議に参加し、情報交換及び専門の見地からの技術指導を行った回数は、延66回であった。

資料4-1 専門的技術的援助，研修会，啓発活動の実施状況

項目	内容	回数	人数
実務者会議	各区の実務者会議に出席し情報提供や専門的技術的援助の実施	66	1,362
個別ケース検討会	各区の個別ケース検討会に出席し情報提供や専門的技術的援助の実施	107	-
研修会等への講師派遣	児童相談所業務 児童虐待の初期対応と通告後の流れについて	3	68

⑥ 視察・見学・実習の受け入れ状況

児童相談所では、児童福祉行政に対する理解を深めてもらうため、民生・児童委員などの関係者や弁護士会、家庭裁判所などの関係機関の視察、見学の受け入れや、大学等の授業の一環である実習の受け入れの機会を提供している。

資料4-2 視察・見学・実習の受け入れ状況

	回数	人数
視察・見学	0	0
相談援助実習	1	4
臨床心理実習	1	2

⑦ ボランティアの受け入れ状況

児童相談所では、ボランティアの受け入れを行っている。主に一時保護所におけるレクリエーション活動や学習支援等で活動していただいた。

Ⅲ 身体障がい者更生相談所の概要

1 身体障がい者更生相談所の設置

身体障がい者更生相談所は、身体障がい者の更生援護の適切な実施の支援のため、専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置される行政機関で、都道府県は義務設置であるが、政令指定都市については、地方自治法施行令により設置できることとなっている。(身体障害者福祉法11条、地方自治法施行令174条の28)

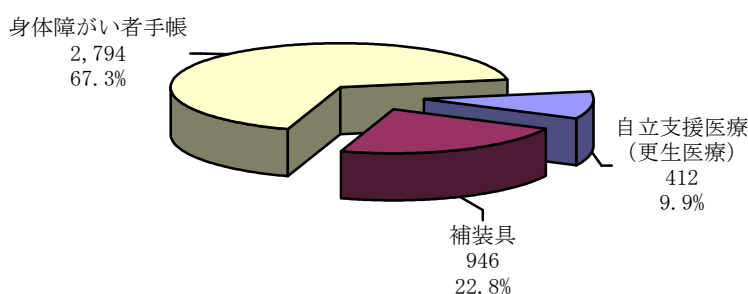
2 身体障がい者更生相談所の主な業務

- 身体障がい者に関する専門的相談及び指導を行うこと
- 身体障がい者に対する支援に必要な、医学的、心理学的、職能的判定を行うこと
- 自立支援医療（更生医療）の判定を行うこと
- 車いすなどの補装具の判定を行うこと
- 身体障がい者手帳の判定（審査）を行うこと

3 相談実績

令和3年度の新潟市身体障がい者更生相談所で取り扱った相談件数は4,152件であった。相談内容別では、身体障がい者手帳に関する相談が最も多く、2,794件と全体の67.3%を占めている。続いて、補装具946件で22.8%、自立支援医療（更生医療）が412件で9.9%の順となっている。

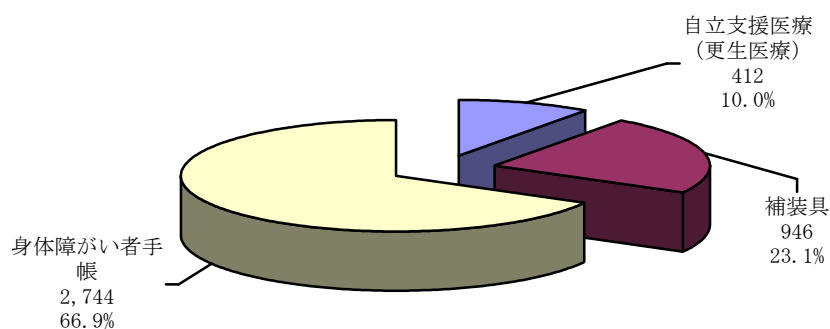
資料4-3 相談内容別件数 総数4,152件（報17表）



令和3年度の判定件数は4,152件で、その全てが医学的判定であった。

なお、判定書の交付件数は、4,102件で、内容別にみると身体障がい者手帳によるものが最も多く2,744件で全体の66.9%を占めており、続いて補装具946件で23.1%、自立支援医療（更生医療）によるものが412件で10.0%の順となっている。

資料4-4 判定書の交付状況 総交付件数4,102件（報17表）

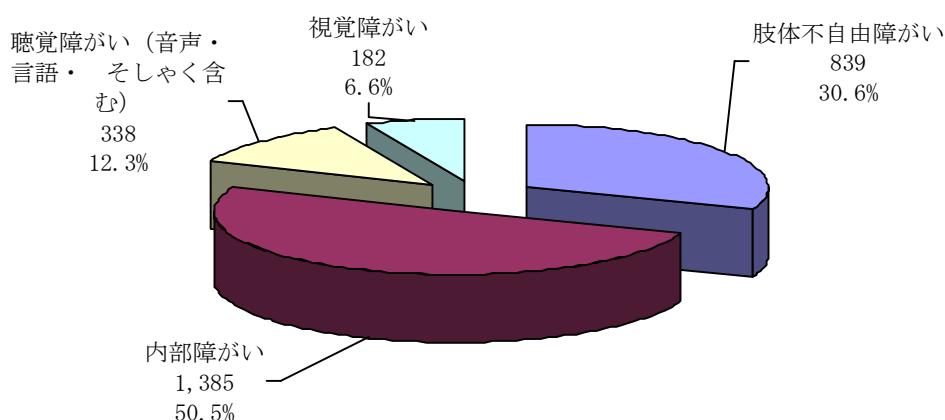


① 身体障がい者手帳の判定

新潟市身体障がい者更生相談所では、各種障がい福祉サービスや援助を受けるために必要な身体障がい者手帳の交付に必要な判定を行っている。

令和3年度の身体障がい者手帳の判定書交付件数は2,744件で、障がい種類別で見ると内部障がい1,385件で全体の50.5%を占め、続いて肢体不自由が839件で全体の30.6%、聴覚障がい338件（12.3%）の順となっている。

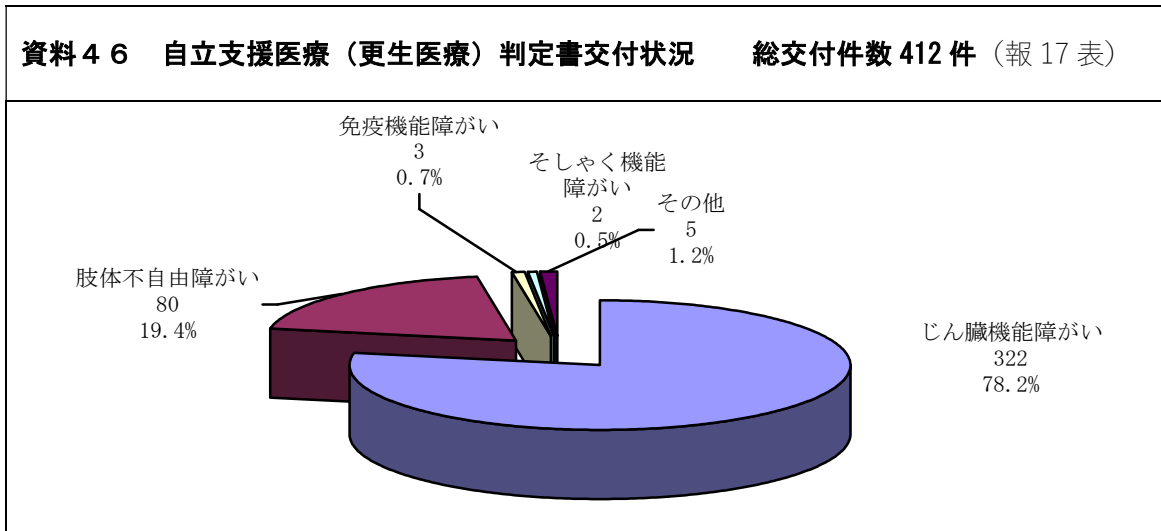
資料4-5 身体障がい者手帳判定書交付状況 総交付件数2,744件（報17表）



② 自立支援医療（更生医療）の給付判定

自立支援医療（更生医療）は、身体障がい者の障がいを軽減、除去し、日常生活能力、社会生活能力または職業能力を回復、向上、獲得させることを目的とする医療で、身体障がい者更生相談所では、この医療の要否について判定を行っている。

令和3年度の判定書交付件数は412件で、その内容を障がい別に見ると、じん臓機能障がいが多く322件と全体の78.2%を占めている。

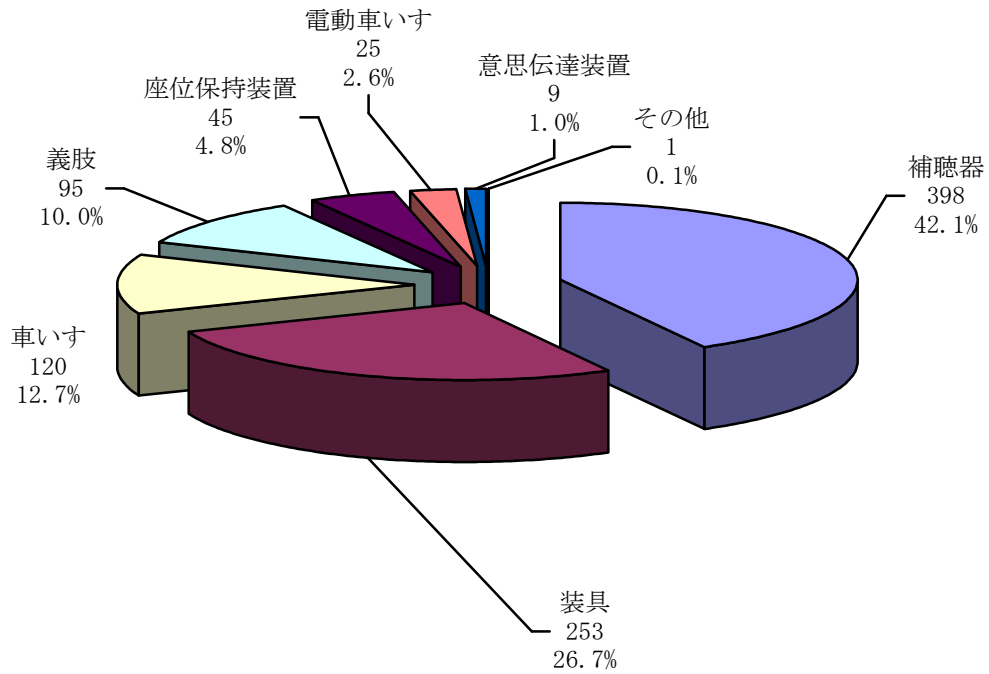


③ 補装具の給付判定

補装具は、身体障がい者の失われた身体機能を補完または代償する用具で、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として給付されるものである。身体障がい者更生相談所では、障がい状況等に応じた補装具が給付されるよう、給付の要否の判定を行っている。

令和3年度の補装具の給付に関する判定書の交付件数は946件で、補装具の種目別に見ると、最も多いのが補聴器で398件（42.1%）、続いて、装具253件（26.7%）、車いす120件（12.7%）、義肢95件（10.0%）の順となっている。

資料 4 7 補装具判定書交付状況 総交付件数 946 件 (報 17 表)



IV 知的障がい者更生相談所の概要

1 知的障がい者更生相談所の設置目的

知的障がい者更生相談所は、知的障がい者の更生援護の適切な実施の支援のため、専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置される行政機関で、都道府県は義務設置であるが、政令指定都市については、地方自治法施行令により設置できることとなっている。(知的障害者福祉法12条、地方自治法施行令174条の30の3)

2 知的障がい者更生相談所の主な業務

- 知的障がい者に関する専門的相談及び指導を行うこと
- 知的障がい者に対する支援に必要な、医学的、心理学的、職能的判定を行うこと
- 療育手帳の判定(18歳以上)を行うこと

3 相談実績

令和3年度の新潟市知的障がい者更生相談所で取り扱った相談件数は331件であった。相談内容別では、療育手帳に関する相談が最も多く、253件で全相談件数の約76.4%を占めていた。

療育手帳制度は、知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの方々に対する各種の福祉サービスを受け易くするために手帳を交付し、もって知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的としている。

新潟市では、知的障がい者の居住地を管轄する福祉事務所が手帳の交付を行っているが、その交付の決定に必要な判定を知的障がい者更生相談所が行っている。

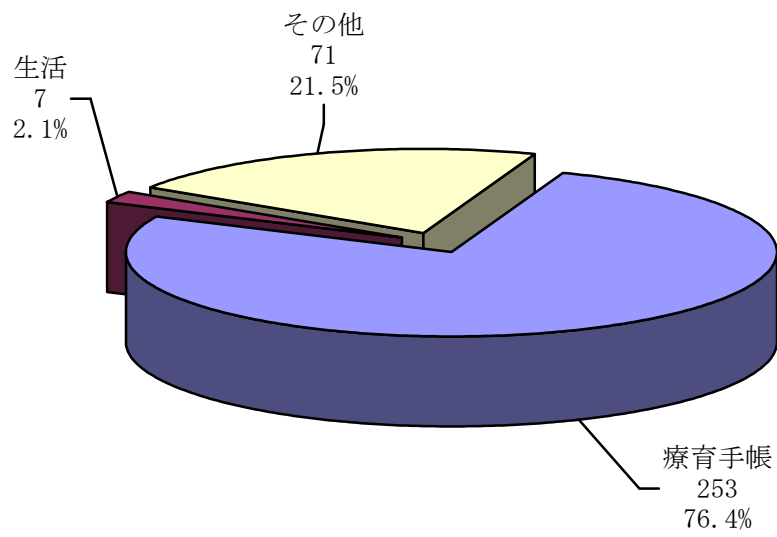
令和3年度の判定件数は331件であった。

なお、判定書等の交付件数は329件で、療育手帳によるものが258件と交付件数の約78.4%を占めており、その他として特別児童扶養手当申請等のためのIQ照会によるものが71件となっている。

資料48 療育手帳の判定・判定書等交付の状況(報27表)

	療育手帳			その他	判定書等 交付件数
	該当	非該当	計		
新潟市内	254	4	258	71	329

資料 4 9 相談内容別状況 総数 3 3 1 件 (報 27 表)



資料 5 0 判定書等の交付状況 総交付件数 3 2 9 件 (報 27 表)

